

医療法人 仲田医院

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条(目的)

この規程は、医療法人 仲田医院(以下「当院」という。)が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という。)について必要な事項を定め、利用者に対し適切なサービスを提供することを目的とします。

第2条(事業の目的)

要介護又は要支援状態にある利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師が医学的管理に基づき療養上必要な指導及び助言を行い、利用者及びその家族の生活を支援します。

第3条(運営方針)

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
 2. 医学的管理に基づき、適切な居宅療養管理指導等を行います。
 3. 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、訪問看護事業所その他関係機関と密接に連携します。
 4. 関係法令を遵守し、適切なサービス提供に努めます。
-

第4条(事業所の名称及び所在地)

事業所名

医療法人 仲田医院

所在地

〒716-0061

岡山県高梁市落合町阿部1896

第5条(営業日及び営業時間)

営業日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日

(日曜日、祝日及び年末年始を除く)

営業時間

月・火・木・金曜日

9時00分～12時00分

16時00分～18時30分

水・土曜日

9時00分～12時00分

なお、利用者の病状等に応じ、必要な場合はこの限りではありません。

第6条(サービス内容)

医師が利用者宅等を訪問し、次の事項について療養上の管理及び指導を行います。

- 病状及び健康状態の把握
 - 服薬管理及び服薬指導
 - 栄養・食事に関する助言
 - 療養生活上の助言
 - 介護支援専門員等への情報提供
 - その他必要な医学的管理及び指導
-

第7条(利用料)

利用料は、介護保険法その他関係法令に定める額とします。

介護保険給付の対象外となる費用については、事前に利用者又はその家族へ説明し、同意を得た上で実費を徴収します。

第8条(通常の事業実施地域)

通常の事業実施地域は、高梁市及びその近隣地域とします。

ただし、利用者の状況等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではありません。

第9条(秘密保持及び個人情報の保護)

職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に取り扱います。

第10条(苦情への対応)

利用者又はその家族からの相談及び苦情に対しては、誠実かつ迅速に対応し、必要な改善を行います。

第11条(虐待防止)

利用者の人権を擁護し、虐待の発生又は再発を防止するため、必要な体制整備及び職員教育を実施します。

虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し適切に対応します。

第12条(感染症対策)

感染症の発生及びまん延を防止するため、必要な感染対策を講じます。

第13条(業務継続計画)

感染症又は災害等が発生した場合においても、可能な限り継続してサービスを提供できるよう、業務継続計画(BCP)を策定し、必要な体制整備に努めます。

第14条(ハラスメント防止)

職場におけるハラスメントの防止に努め、利用者及び職員が安心してサービスを利用・提供できる環境づくりを行います。

第15条(身体拘束等の適正化)

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、法令に基づき適切に対応します。

第16条(その他)

この規程に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところによります。

附則

この規程は、令和8年7月16日から施行します。